

総務常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	担当課
1	おだわらTRYプラン後期基本計画及び小田原市総合戦略の策定について	企画政策課
2	中核市移行に係る基本的な考え方について	
3	ふるさと寄附金PR事業について	広報広聴課
4	小田原市地域防災計画の改正について	
5	小田原市水防計画の改正について	
6	小田原市国民保護計画の改正について	防災対策課
7	最大クラスの津波による浸水予測の見直し結果について	
8	神奈川県地震被害想定調査結果の概要について	
9	(仮称) 小田原市エネルギー計画(素案)について	エネルギー政策推進課
10	消防の広域化の効果について	
11	小田原市消防計画の改正について	広域調整課
12	第18回統一地方選挙(平成27年4月執行)における期日前投票の結果について	選挙管理委員会事務局

平成27年 6月12日

おだわらTRYプラン後期基本計画及び 小田原市総合戦略の策定について

1 計画策定の趣旨

おだわらTRYプラン後期基本計画

平成34年度を目標年次として平成23年度にスタートした第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」は、その前期基本計画の計画期間が平成28年度をもって満了する。そこで、社会経済環境の変化を踏まえたうえで、市民の意向を反映し、基本構想で描いた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を加速させていくことを命題として後期基本計画を策定する。

小田原市総合戦略・人口ビジョン

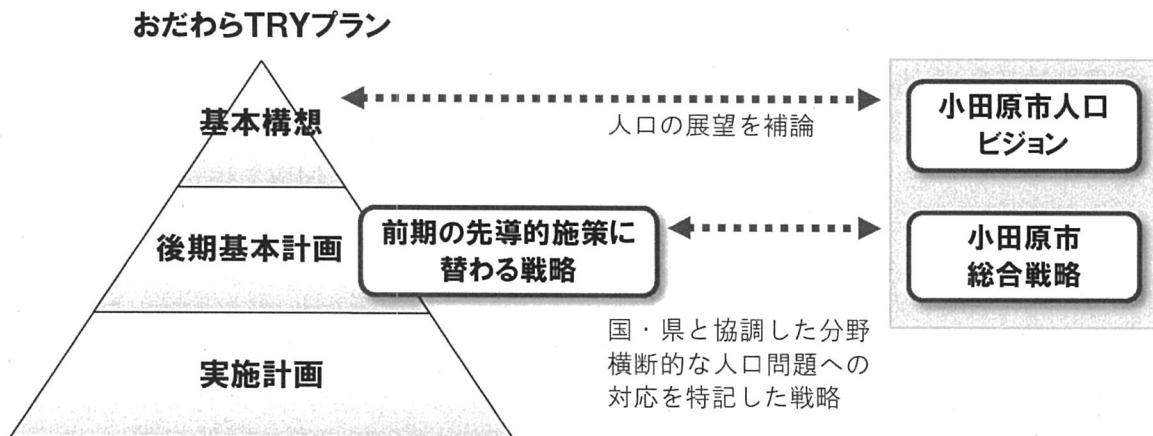
急速に進行する人口減少と少子高齢化の進展に的確に対応し、問題を克服するため、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年に制定され、国の総合戦略が同年12月に閣議決定された。人口減少と少子高齢化の問題は、地方自治体にとっても、地域経済の停滞や地域の担い手不足などを招く非常に大きな問題であり、本市としても根本的な解決に取り組むため、国の総合戦略の趣旨を勘案し地域の特性を踏まえたうえで、小田原市総合戦略及び人口ビジョンを策定し、官民一体となって推進する。

2 策定概要

	おだわらTRYプラン後期基本計画	小田原市総合戦略・人口ビジョン
策定内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会経済環境の変化を踏まえ基本計画を見直すとともに、先導的施策（前期計画）に替わる戦略及び実施計画を策定 ●基本構想は見直しを行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ●小田原市総合戦略（目標や施策の基本的方向、具体的な施策） ●小田原市人口ビジョン（人口の現状と将来の展望）
計画期間	平成29~34年度（6年間）	平成27~31年度（5年間） 人口ビジョンは平成52年度まで推計
策定体制	<ul style="list-style-type: none"> ●府内検討体制（有識者関与） ●全庁的な職員の関与 ●市民参画による検討（ステークホルダーによる共創の取組） 	<ul style="list-style-type: none"> ●府内検討体制 ●産業界、行政、学識者、金融機関、労働団体等（産官学金労）からなる検討体制
策定期限	平成28年度末	平成27年秋頃を目指す

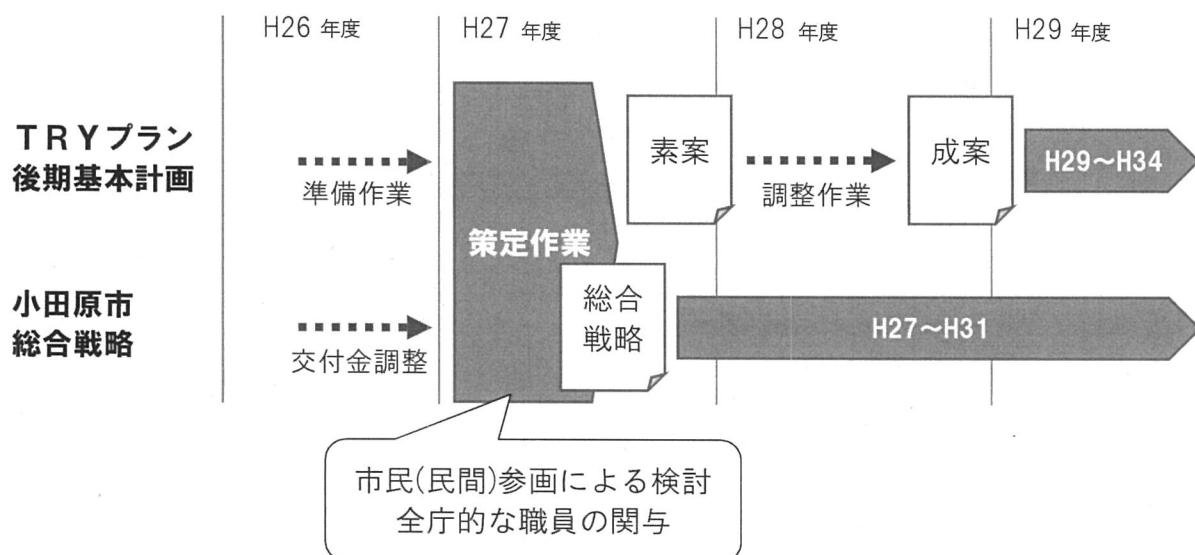
3 後期基本計画と小田原市総合戦略・人口ビジョンの関係

おだわらTRYプラン後期基本計画と小田原市総合戦略は、いずれも人口減少・少子高齢化に伴う課題への対処が中心的なテーマとなる。そこで、人口ビジョンはおだわらTRYプラン基本構想における人口の展望を補論するものとして、また、小田原市総合戦略はおだわらTRYプラン後期基本計画の取組と関連して国・県と協調した横断的な人口問題への対応を特記するものと位置付けて、相互に連携させて策定する。



4 策定スケジュール

おだわらTRYプラン後期基本計画及び小田原市総合戦略の策定作業は、平成27年度中に一括して進めます。小田原市総合戦略は、平成27年度中に国・県との調整を経てスタートさせるとともに、おだわらTRYプラン後期基本計画は、さらに平成28年度に総合計画審議会や実施計画作成等の調整作業を経て、平成29年度にスタートさせる。なお、策定作業においては、市民参画による戦略検討と全庁的な職員の関与のプロセスを導入する。



中核市移行に係る基本的な考え方について

1. 中核市制度の概要

(1) 中核市制度の趣旨等

【第 23 次地方制度調査会答申（平成 5 年 4 月）】

- ・市町村の規模、能力、態様は千差万別であること及び地域的な発展の状況も様々であることを考慮すれば市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適當。
- ・社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しできる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして地域行政の充実に資する。

平成 6 年の地方自治法改正により、指定都市に次ぐ大都市制度として中核市制度創設（平成 7 年施行）

(2) 指定要件

【地方自治法改正（平成 26 年 5 月改正、平成 27 年 4 月施行）】

- ・人口 20 万以上（改正前は 30 万以上）
- ・附則により、法の施行時特例市であった市（施行時特例市）については、施行から 5 年を経過する日（平成 32 年 3 月 31 日）までの間は、人口 20 万未満であっても指定可

(3) 指定状況

平成 27 年 4 月 1 日現在の中核市及び施行時特例市は次のとおり。

【中核市（45 市）】

函館市	旭川市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市
前橋市	高崎市	川越市	越谷市	船橋市	柏市	八王子市	横須賀市
富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊橋市	岡崎市	豊田市	大津市
豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	尼崎市	西宮市	奈良市
和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	高松市	松山市	高知市	久留米市
長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	那霸市			

【施行時特例市（39 市）】

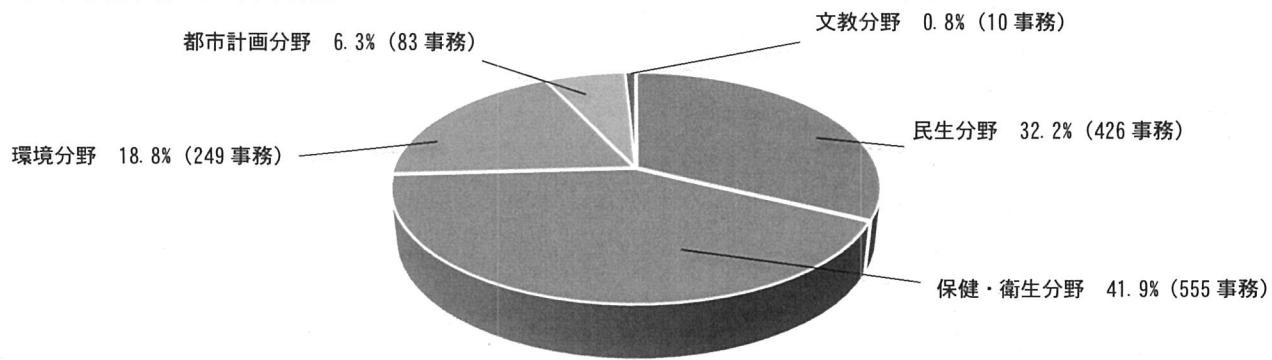
八戸市	山形市	水戸市	つくば市	伊勢崎市	太田市	熊谷市	川口市
所沢市	春日部市	草加市	平塚市	小田原市※	茅ヶ崎市	厚木市	大和市
長岡市	上越市	福井市	甲府市※	松本市	沼津市	富士市	一宮市
春日井市	四日市市	岸和田市※	吹田市	茨木市	八尾市	寝屋川市	明石市
加古川市	宝塚市	鳥取市※	松江市	吳市	佐賀市	佐世保市	

※平成 22 年国勢調査時の人口 20 万未満の市

(4) 中核市事務

- ・中核市が処理する事務は、地方自治法により、「指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除くもの」とされている。
- ・県から移譲される法律及び施行令に基づく法定事務は、82 法令 1,323 条項（平成 26 年 12 月時点見込み）。
- ・地方自治法に基づき包括外部監査の実施が義務付け。

【法定移譲事務の分野別割合】



【移譲対象法令（事務数）】

民生分野 (20 法令 426 事務)		
構造改革特別区域法	狂犬病予防法	
総合特別区域法	狂犬病予防法施行令 毒物及び劇物取締法	
公職選挙法施行令	毒物及び劇物取締法施行令	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	検疫法	
行旅病人及行旅死亡人取扱法	と畜場法	
児童福祉法	と畜場法施行令	
児童福祉法施行令	歯科技工士法	
民生委員法	美容師法	
身体障害者福祉法	美容師法施行令	
身体障害者福祉法施行令	臨床検査技師等に関する法律	
生活保護法	薬事法	
社会福祉法	薬事法施行令	
老人福祉法	柔道整復師法	
母子及び寡婦福祉法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
母子及び寡婦福祉法施行令	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
母子保健法	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	牛海綿状脳症対策特別措置法	
身体障害者補助犬法	健康増進法	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	歯科口腔保健の推進に関する法律	
介護保険法	動物の愛護及び管理に関する法律	
保健衛生分野 (43 法令 555 事務)		
食品衛生法	温泉法	
食品衛生法施行令	浄化槽法	
興行場法	環境分野 (12 法令 249 事務)	
旅館業法	使用済自動車の再資源化等に関する法律	
旅館業法施行令	大気汚染防止法	
公衆浴場法	大気汚染防止法施行令	
死体解剖保存法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	ダイオキシン類対策特別措置法	
地域保健法	ダイオキシン類対策特別措置法施行令	
地域保健法施行令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
理容師法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	
理容師法施行令	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	
予防接種法	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
予防接種法施行令	都市計画分野 (4 法令 83 事務)	
化製場等に関する法律	屋外広告物法	
医療法	農地組合法	
医療法施行令	多極分散型国土形成促進法	
クリーニング業法	高齢者の居住の安定確保に関する法律	
文教分野 (3 法令 10 事務)		
	文化財保護法	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令	

※法令名、法令数及び事務数については、平成 26 年 12 月 1 日時点のもの。一部移譲の法令を含む。

2. 移行の効果

(1) 包括的なサービス提供等

最も市民に身近な基礎自治体である市が市民ニーズの把握、政策立案、許認可及びサービス提供を包括的に実施することによる即応性の向上のほか、窓口の一本化による市民の利便性の向上が図られる。

(2) 事務の効率化

現在、県と市が個別に実施している関連事務の一元化や経由事務の減少等により処理期間の短縮等、事務処理効率が向上する。

(3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進

多くの許認可権を効果的に活用し、特色あるサービス提供やまちづくりの推進が可能になる。

(4) 地域保健衛生行政の充実・強化

市保健所の設置により、広範で技術的かつ高度な事務を新たに実施することになるほか、保健所事務と保健センター事務との一元化や市立病院との連携促進が図られるなど、市民生活に密接に関わる保健衛生行政が充実・強化される。

(5) 職員の能力向上

広範かつ専門性の高い権限行使する機会や自己決定機会が増加するほか、多くの専門職員を擁すこととなるなど、職員の能力向上が図られる。

(6) 行財政の透明性の向上

包括外部監査の実施による監査機能の強化により、行財政運営の透明性が向上する。

(7) 国等への発信力の強化

中核市市長会への参画等に伴う国への提言機会の増加等、市としての発信力が強化される。

3. 移行に係る課題と対応の方向性

(1) 人材の確保・育成

県からの移譲事務及び中核市となることによる新規事務へ対応するために、専門職（医師、歯科医師、保健師、獣医師、薬剤師など）を中心とした人材の確保と育成が必要となる。

<対応の方向性>

- ・移行前から計画的に専門職員を採用し、県へ職員を派遣し事前研修を実施。
- ・移行後の一定期間は、県職員の派遣を要請。
- ・県及び県内中核市との連携等による研修体制を構築。

(2) 施設・設備の整備

保健所等施設整備のほか、検査機器等の備品及び電算システムの整備を要する。

<対応の方向性>

- ・既存の施設の活用の可能性について検討。
- ・検査事務の委託（県、民間業者等）による備品整備経費の抑制の可能性について検討。
- ・国県に対し財政支援を要請。

(3) 移行後の事務処理に要する経費等

職員の増員及び事業費の増等、移譲事務の処理等に要する新たな財政負担が生じる。

＜対応の方向性＞

- ・移行による基準財政需要額及び事務の移譲に伴う手数料等の増の範囲に抑制する。

【参考】平成 26 年度時点での財政収支の試算

歳入増の要素（基準財政需要額の増、事務手数料収入等）	約 8 億 9 千 9 百万円
歳出増の要素（事務処理に要する経費）	約 6 億 8 千 3 百万円
収支	約 2 億 1 千 5 百万円

4. 中核市移行に係る基本的な考え方

中核市への移行を現実的課題として捉え、積極的に対応を図る

- ・権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する。
- ・「いのちを大切にする小田原」を始めとする諸施策の強力な推進力とする。
- ・県西地域の中心的都市としての存在感、発信力を高める。

平成 31 年 4 月の中核市への移行を想定し、移行の政策決定に向けた実務的な検討調整を行う。

(1) 検討調整すべき事項

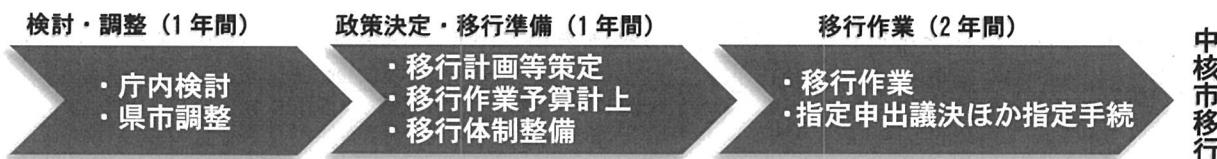
- ア 移譲事務の詳細把握と移譲後の実施方法
- イ 財政的影響
- ウ 施設・設備の整備
- エ 組織改変と人員体制

(2) 検討調整期間

- ・検討調整期間は、平成 27 年 6 月から平成 28 年度上半期までを想定。
- ・検討調整結果を踏まえ、「(仮称) 中核市移行基本計画」の策定をもって政策決定。
- ・その後、移行基本計画に基づき準備事務に着手。

(3) 中核市移行までの流れ

先行事例では、調整開始から移行までに約 4 年を要しているケースが多い。



(4) 検討調整体制

ア 庁内

- ・中核市移行推進本部（本部長：市長、平成 27 年 6 月 3 日設置済）。
- 【本部の構成】 推進本部会議 … 方針決定・情報共有
重要事項調整会議 … 施設、組織、職員等に係る検討調整
保健所事務調整会議 … 保健所事務に係る関係各課間の調整、情報共有

イ 県市間（予定）

- ・(仮称) 中核市移行県市調整会議 … 法定手続及び移譲事務に係る調整と課題解決の協議
- ・(仮称) 保健所事務県市調整会議 … 保健所事務に係る調整と課題解決の協議

ふるさと寄附金 P R 事業について

1 概要

本市に「ふるさと寄附（※）」をされた市外居住者の方に、感謝の意を込め、小田原ならではのお礼の特典を贈る。

※「ふるさと寄附」とは

故郷や応援したい任意の自治体に寄附することで、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得に応じて一定額まで所得税・個人住民税が控除される制度

2 導入の観点

「財源確保」、「地域経済活性化」の視点も考慮しつつ、主に「都市セールス」の観点から実施する。

3 P R 方法

- ・ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で紹介
- ・市ホームページで紹介
- ・特典紹介のカタログを製作

4 寄附金使途の指定

総合計画の 8 つの政策「福祉・医療」、「暮らしと防災・防犯」、「子育て・教育」、「地域経済」、「歴史・文化」「自然環境」、「都市基盤」、「市民自治・地域経営（行政サービス）」及び「市長におまかせ」の 9 種類から選択する。

5 寄附の入金方法

クレジット決済、納付書、現金書留、窓口払い

6 特典の内容

特典は、20～30 品目から開始し、隨時、追加・更新していく。

特産品	小田原セレクション、小田原城前魚、小田原スイーツプレミアムの商品から選定するとともに、参加事業者を募集し、商品を選定
その他	宿泊券や各種体験など小田原に来ていただき、小田原の魅力を実感してもらえるような特典を選定

7 特典の返礼率

寄附額の 2 分の 1 （特典代、消費税・送料込み）を上限とする。

小田原市地域防災計画の改正について

1 改正の背景

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、本市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めている。

本計画については、関係法令の改正及び市民意見の募集結果等を盛り込み、改正した。

2 経緯

平成26年	5月30日	小田原市防災会議開催【地域防災計画改正（前回改正）】
平成27年	2月19日	市関係各課、防災委員幹事へ、改正案の意見照会
	4月 1日	意見公募（～4月30日）
	4月 2日	市関係各課、防災委員幹事へ、資料編の意見照会
	4月30日	意見公募の結果、1人13件の意見あり
	5月27日	小田原市防災会議開催【地域防災計画改正（今回改正）】

3 主な改正の内容

(1) 法改正及び国計画による変更

ア 想定地震の追加

想定地震に南海トラフ地震及び首都直下地震の説明を追加。

イ 土砂災害警戒区域指定への対応

土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を追加。

ウ 感震ブレーカー設置等の普及啓発を追加

出火の予防策として、避難時にブレーカーを落とすことの徹底に加え、感震ブレーカーの設置等を普及啓発することを追加。

エ 「指定緊急避難場所」・「指定避難所」の位置付け

災害の種類に応じて発災時に避難する場所を「指定緊急避難場所」、住居等を被災した者が一時的に滞在する避難所を「指定避難所」として位置付け。

オ これまでの「災害時要援護者」について「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に名称整理

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、迅速な避難の確保を図るために支援を要するものを「避難行

動要支援者」という名称に改め。

・ **市民意見を踏まえた修正点**

用語集内「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の説明を修正。

力 地区防災計画を追加

一定の地区内の居住者等が、地区防災計画を作成し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができるよう追加。

キ 道路管理者による放置車両対策を追加

災害時における車両の移動について新たに記載。

ク 「第7章 南海トラフ地震に係る防災対策」を追加

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、必要事項を追加。

ケ 風水害対策計画における避難の考え方

屋内での待避等の安全確保措置についても避難行動とすることを明記。

(2) 時点修正

市の組織や関係機関の名称、市の自然的、社会的条件など、時点修正すべき内容について変更。

3 適用年月日

平成27年5月27日

小田原市地域防災計画（改正案）に対する市民意見の募集結果について

1 市民意見募集の概要

（1）市民意見を募集した対象

小田原市地域防災計画（改正案）

（2）意見募集期間

平成27年4月1日（水）から平成27年4月30日（木）まで

（3）意見募集要項の配布場所

本庁舎内 防災対策課、行政情報センター

本庁舎外 タウンセンター、支所、連絡所

その他 市のホームページからのダウンロード

（4）市民への周知方法

平成27年3月 市のホームページに掲載

おだわらいふ3月15日号に掲載

2 意見募集の結果

（1）提出意見数

提出人数 1人

提出意見数 13件

（2）提出された意見の内容別の内訳

区分	件 数
第1編 地震災害対策計画	10
第2編 風水害対策計画	
第3編 特殊災害対策計画	
計画全般	3
その他（県の事業など）	
計	13

（3）意見の反映状況

反映区分	件 数
1 計画に反映させたもの	1
2 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	7
3 今後の取組において参考にするもの	5
4 計画に反映できないもの	
5 その他（感想・質問）	
計	13

3 意見に対する考え方

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
1	18	第3章 第3節 第2 2(2) (地震3-6)	感震ブレーカー設置等を普及啓発するため補助金額支給を検討してください。既に横浜では補助金支給を実施していますが、申請件数はまだ多くありません。政府も感震ブレーカーの設置率を上げる取組みをしていますので、今後は増えて行くと思われます。	2	感震ブレーカーの設置の普及啓発について、本改正で一部修正をしました。補助金制度については、今後他市の状況等を参考に補助金の有効性等について研究してまいります。
2	19	第3章 第5節 第1 (地震3-10)	<p>災害時に混乱をきたさないような避難場所の設定をしてください。切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所を一括りに広域避難所とすると混乱します。東日本大震災でも津波の時に広域避難場所に逃げて大勢の方がなくなりました。小田原も海岸に近い広域避難所があるので災害種別に応じた指定が必要です。</p> <p>災害対策基本法等によると安全区域外にある学校施設では屋上は緊急避難場所にはなりえるが避難所にはなりません。(津波発生時)</p> <p>なお、広域避難所の名称は一般的に使われておりません。(指定避難所です)</p>	2	<p>指定避難所については、災害時に滞在する場所として、小学校を広域避難所、中学校を広域避難所2次施設として指定しています。指定緊急避難場所については、危険から逃れるための避難場所として、異常現象の種類ごとに指定しています。沿岸の小学校は津波一時避難施設にも指定されていますので、津波避難で沿岸の小学校の校舎等に避難した方については、津波の危険がなくなった時点で屋内運動場等に移動していただくことになります。</p> <p>広域避難所という名称については、本市において以前から住民に広く周知されているため、今後も併記し使用してまいります。</p>
3	29	第3章 第16節 第1 (地震3-30)	<p>改正について記載されているコメントと具体的な変更内容が違いますので、次のように変更を検討してください。</p> <p>より細分化された地区レベルの自発的な防災活動を推進するため自主防災組織作り地区内の居住者が共同で行う防災活動に関する計画(地区防災計画)の素案を作成し市の防災計画に定めることが提案できます。</p>	2	災害対策基本法に定める「地区防災計画」の説明については、ご意見の内容のとおり、用語集に記載しています。本改正では、地区防災計画の作成を支援する旨、記載するものと考えております。
4	6	第1章 第5節 第1 (地震1-15) 他	要配慮者と避難行動支援者の2つの名称に整理され避難行動要支援者の名簿は自治会長に開示されていますが、要配慮者の名簿は見当たりません。改正案は2つの名称が混同して使われているようにも思えます。たとえば、P50-P52に記載されている要配慮者は避難行動要支援者のことと思えますので確認ください。	1	本計画において要配慮者のうち、「高齢者、障がい者、その他必要と認める者」を避難行動要支援者とし、名簿の作成について記載していますが、要配慮者の名簿の作成は計画しておりません。P50-52については要配慮者についての記載になりますが、ご意見を踏まえ用語解説を修正しました。
5		第4章 第2節 第2 (地震4-22)	仮設救護所をあらかじめ指定するがありますが何か所どこに設置されますか。災害時に負傷者を救護所へ運ぶのが困難な場合も考えられますので、診療可能な病院を確認できる方法を検討ください。対応方法が第3章第1節第2に記載されていますが、パソコンでの	2	<p>仮設救護所にあっては、災害の規模、被害状況に応じ、広域避難所(小学校25校)のうち必要箇所に設置します。</p> <p>災害時の情報については、防災行政無線のほか、ホームページ、メールマガジン、ツイッター等により、広域避</p>

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
			情報入手が主体です。電気が使えない場合も考えられますのでその場合のことも検討ください。		難所を拠点に情報提供を行います。また、停電時に備え、発電機を各広域避難所に備蓄しています。
6		第3章 第5節 第3 (地震3・10)	地震3-10 第3に“神奈川県避難所マニュアル策定指針”をもとにとあります、神奈川県のホームページで確認できませんでした。避難所の運営に関して地域防災計画から外し、個別に避難所運営マニュアルとして独立して作成し、住民にHUG等で訓練をする必要があります。	3	「神奈川県避難所マニュアル策定指針」については、県ホームページでは公開されていません。本市では、各広域避難所ごとに広域避難所運営委員会を設置し、地域ごとに避難所運営マニュアルを作成し、地域で行われる防災訓練等で検証を行っています。HUG等についても今後周知を図ってまいります。
7		全般	防災に関して住民を啓蒙するためわかりやすいホームページの制作を至急検討してください。現在のままでは、一般の市民は市のホームページを見ません。国または神奈川県の防災計画の方針をそのまま記載しているように思われ、具体的にどのように実施していくのか不明です。地震・津波等の災害に対する啓蒙情報が何もありません。	3	ご意見を今後の参考にさせていただきます。
8		全般	自主防災組織をきちんと機能するよう指導することが必要。小田原市主催で、少なくとも半年に1回、地域防災リーダー育成のトレーニングを実施する必要があります。小田原市のWebに載せて広くリーダー以外の市民に働きかける必要があります。関心がある人は大勢いると思われます。 高齢化が進み昼間は女性とお年寄りになりますので中学校と協力しての中学生が参加する防災訓練の促進を図ってください。	3	本市においては、年2回、防災リーダー研修会を行っており、知識並びに技術の向上を図っています。また中学生については、市主催の防災訓練や地域で行われる防災訓練に参加協力をいただくよう啓発を行っており、引き続き取り組んでまいります。
9		第1章 第3節 第1(2) (地震1・8)	今年2月に神奈川県が津波の被害想定を見直しております。それによると小田原の国府津から早川までの最大津波は8mを超えていました。それを前提に被害想定の見直しが必要です。沿岸地域に住んでいる住民に対して津波避難訓練を積極的に推進する必要があります。	3	県の津波予測の見直しを踏まえ、改めて、今後県と調整しながら、津波避難訓練の充実など、対策について検討してまいります。
10		第3章 第5節 第1 (地震3・10)	指定緊急避難場所及び指定避難所の施設に関する表示方法の検討 災害種別ごとに全階使用可能、3階以上使用可能を記載 施設名 所在地 電話番号 指定緊急避難場所 指定避難所(種別ごと)	2	本計画の資料編において、異常現象の種類ごとに避難所等施設に関する情報について、必要な項目を記載しています。このほか、防災マップの作成配布、看板等の設置等により周知を図っています。
11		第4章 第4節 第3	身元の判明した遺体を遺族に引き渡すとありますが、大災害で大勢の方がなくなった場合は火葬所がパンクして	2	市単独での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」による広域火葬応援体制に基づき、火葬を実施す

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
		(地震 4・42)	処理できないと思われます。その場合の対応策を検討しておいてください。		ることとしています。
12		第 4 章 第 5 節 (地震 4・45)	避難所の被災者の数によって調達した食糧・飲料水・生活必需品を配布するようになっていますが、避難所に入っていない被災者も多数出る場合も想定されます。その被災者にも配布できるようルールの検討をお願いします。避難所には入れるのは住居が破壊された等で、住めなくなった場合なので家が壊れてなくても、食料等がない場合も考えられます。	2	市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施に努めます。
13		全般	現在、交番、学校を含む公共施設、さがみ信金ほか大手企業に AED が設置されていますが、24 時間利用できるよう大手コンビニと AED 設置を交渉してください。	3	公共施設の AED については、「AED の適正設置に係るガイドライン（厚生労働省）」に基づき、不特定多数の市民が利用する施設やスポーツ施設等に設置しています。 民間の事業所については、各事業者の考え方や必要性に基づき設置が進められていることから、市では事業所等の AED 設置情報の把握に努め、市民への周知に努めています。今回の御提案につきましては、今後の AED の配置等の参考とさせていただきます。

小田原市水防計画の改正について

1 改正の背景

小田原市水防計画は、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、市の地域に係る河川等の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的としている。

本計画については、関係法令の改正等を盛り込み、改正した。

2 経緯

平成26年 5月30日 小田原市水防協議会開催【水防計画改正（前回改正）】

平成27年 4月 2日 市関係各課、水防協議会幹事へ、改正案の意見照会

5月27日 小田原市水防協議会開催【水防計画改正（今回改正）】

3 主な改正の内容

(1) 平成26年度水防計画作成の手引き（水防管理団体用）に基づく修正

ア 「はん濫」を「氾濫」に変更

「はん濫」は、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）により、各行政機関が作成する公用文において「氾濫」と表記するものとされているため変更。

イ 水防団の安全配慮について

水防法第7条第2項において、「水防計画は、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない」とされているため追加。

ウ 水防本部の設置及び解散について

水防本部の設置について、水防に関係のある警報、注意報等の発表からとすることを追加。

(2) 災害対策基本法改正による変更

ア これまでの「災害時要援護者」について、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に名称を整理

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、迅速な避難の確保を図るために支援を要するものを「避難行動要支援者」という名称に改める。

(3) 時点修正

ア 用語の定義

危険水位の定義について追加。

イ 水防時の通信体制

府内の連絡体制の一部変更。（小田原市事業協会への連絡方法の変更）

ウ JCN 小田原が平成26年7月1日にジェイコム小田原に社名変更

4 適用年月日

平成27年5月27日

小田原市国民保護計画の改正について

1 改正の背景

小田原市国民保護計画は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めている。

本計画については、国の「国民の保護に関する基本指針」や関係省令、「神奈川県国民保護計画」の変更等を踏まえ、改正した。

2 経緯

平成19年 2月	小田原市国民保護計画作成
平成26年11月	神奈川県国民保護計画改正（前回改正）
平成27年 1月30日	小田原市関係各課へ、改正案の意見照会
2月16日	神奈川県との事前協議開始
3月10日	神奈川県との事前協議終了
4月 1日	意見公募（～4月30日）
4月30日	意見公募の結果、意見なし
5月27日	小田原市国民保護協議会開催（改正案について諮問）
同日	神奈川県との法定協議開始
5月29日	神奈川県との法定協議終了【国民保護計画改正】

3 主な改正の内容

(1) 警報等の情報伝達手段の整備（第2編 第1章 第3 関係）

緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）及び全国瞬時警報システム（J – A L E R T）を追加して位置付け。

※緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t：エムネット）

国と都道府県、市町村が行政用占用回線で必要な情報を送受するシステム。

※全国瞬時警報システム（J – A L E R T：Jアラート）

弾道ミサイル情報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

(2) 情報収集・提供等の整備（第2編 第1章 第4 及び 第3編 第6章 関係）

安否情報収集・提供システム（安否情報システム）を追加して位置付け。

※安否情報収集・提供システム（安否情報システム）

武力攻撃事態等に至ったときに、国及び地方公共団体が、安否情報の収集及び提供事務を効率的に行うため開発されたシステムで、主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報

告」及び「提供」の4つに分けられる。

(3) 時点修正

市の組織や関係機関の名称、地理的、社会的特徴など、時点修正すべき内容について変更した。

4 適用年月日

平成27年5月29日

平成 27 年 2 月 27 日
14 時解禁

平成 27 年 2 月 27 日
記者発表資料

最大クラスの津波による浸水予測の見直し結果について

これまで本県では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、平成 24 年 3 月に、津波浸水予測図を公表し、津波対策に取り組んできました。

こうした中で、平成 25 年 12 月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示されました。

このため、国の新たな知見を取り入れ、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考え方のもと、発生頻度が極めて低いものを含め、津波浸水予測を見直すこととしました。

この予測の見直しについては、学識者等で構成する県の「津波浸水想定検討部会」で審議していただき、ご意見をいただきながら、進めてきたところです。

このたび、見直し結果の資料がまとまりましたので、お知らせします。

今後は、この見直し結果を踏まえ、県と市町が連携して、津波対策の推進に取り組んでいきます。

〈主な経緯〉

- 平成 24 年 3 月 神奈川県津波浸水予測図を公表。
- 平成 25 年 12 月 国の検討会が新たな知見に基づく報告書を公表。
- 平成 26 年 1 月 第 8 回津波浸水想定検討部会を開催。9 つの地震を対象として見直しを行うことを決定。
- (平成 27 年 1 月 第 9 回津波浸水想定検討部会を開催。設計津波の水位について審議。)
- 平成 27 年 2 月 第 10 回津波浸水想定検討部会を開催。見直し結果の了承（一部の資料を修正した上で公表）。

〈添付資料〉

- 1 最大クラスの津波高さ（第 10 回津波浸水想定検討部会資料）
 - 2 最大クラスの津波による浸水面積（第 10 回津波浸水想定検討部会資料）
 - 3 津波浸水予測について（解説）平成 27 年 2 月（第 10 回津波浸水想定検討部会資料）
 - 4 津波浸水想定検討部会委員一覧
 - 5 津波浸水予測図（沿岸全域）【相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）】
 - 6 津波浸水予測図（沿岸全域）【相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）】
- ※ 上記の 5、6 の資料は、第 10 回「津波浸水想定検討部会」の資料とは別に、代表的な 2 つの地震を対象に、沿岸全域を 1 枚で確認できるように作成したものです。
- ※ 詳細な津波浸水予測図は、下記ホームページ内の「第 10 回津波浸水想定検討部会(H27.2.17 開催)」に掲載していますので、ご参照ください。

・「津波浸水想定検討部会について」（県流域海岸企画課ホームページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300010/>

問い合わせ先

神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課

課長 鈴木 電話 045-210-6470

河川なぎさグループ 加倉井 電話 045-210-6479

最大クラスの津波高さ

(津波高の単位:T.P.m)

沿岸	市・郡	区・町	これまでの最大津波高 【平成24年3月公表】		今回の見直し結果			備考
			津波高 (a)	想定地震	津波高 (b)	(b) - (a)	想定地震	
東京湾	川崎市	川崎区	3.7	慶長型地震	3.5	-0.2	慶長型地震	
	横浜市	鶴見区	4.0	慶長型地震	3.9	-0.1 ～ -0.2	相模トラフ西側	
		神奈川区	4.1	慶長型地震				
		西区	4.1	慶長型地震				
		中区	4.3	慶長型地震	3.7	-0.6	相模トラフ西側	
		磯子区	4.6	慶長型地震	4.4	-0.2	慶長型地震	
		金沢区	4.9	慶長型地震	4.3	-0.6	慶長型地震	
相模灘	横須賀市	東京湾側	9.6	慶長型地震	9.2	-0.4	慶長型地震	
	三浦市		9.5	慶長型地震	15.4	5.9	相模トラフ中央	※24.9m (城ヶ島)
	横須賀市	相模湾側	7.5	明応型地震	13.2	5.7	相模トラフ西側	
	三浦郡	葉山町	9.1	明応型地震	10.2	1.1	相模トラフ西側	
	逗子市		13.6	慶長型地震	12.8	-0.8	相模トラフ西側	
	鎌倉市		14.5	慶長型地震	14.5	0.0	相模トラフ西側	
	藤沢市		10.7	慶長型地震	11.5	0.8	相模トラフ西側	※11.6m (江の島)
	茅ヶ崎市		8.0	連動型地震	9.6	1.6	相模トラフ中央	
	平塚市		6.9	連動型地震	9.6	2.7	元禄連動	
	中郡	大磯町	9.2	連動型地震	17.1	7.9	相模トラフ西側	
	中郡	二宮町	5.8	連動型地震	17.1	11.3	相模トラフ西側	
	小田原市		6.3	連動型地震	11.9	5.6	相模トラフ西側	※12.0m (江之浦)
	足柄下郡	真鶴町	8.6	連動型地震	16.5	7.9	相模トラフ西側	※20.6m (真鶴半島)
	足柄下郡	湯河原町	7.4	県西部地震	13.3	5.9	相模トラフ西側	

注) 上表の「津波高(a)」、「津波高(b)」は、海岸保全区域、港湾区域、漁港区域における津波高を記載しています。これらの区域以外のがけ地等における津波高の方が高い4市町については、※印でその津波高を記載しています。

最大クラスの津波による浸水面積

(単位 : km²)

沿岸	市・郡	区・町	これまでの最大浸水面積 【平成24年3月公表】		今回の見直し結果		
			面積 (a)	想定地震	面積 (b)	(b)-(a)	想定地震
東京湾	川崎市	川崎区	18.3	慶長型地震	33.1	14.8	相模トラフ中央
		幸区	—	—	0.9	0.9	相模トラフ中央
	横浜市	鶴見区	8.8	慶長型地震	25.5	16.7	相模トラフ中央
		神奈川区	4.0	慶長型地震	8.6	4.6	相模トラフ中央
		西区	1.5	慶長型地震	5.4	3.9	相模トラフ中央
		中区	8.3	慶長型地震	14.9	6.6	相模トラフ中央
		南区	0.5	慶長型地震	1.3	0.8	相模トラフ中央
		保土ヶ谷区	—	—	0.5	0.5	相模トラフ中央
		磯子区	5.1	慶長型地震	5.2	0.1	相模トラフ中央
		金沢区	6.7	慶長型地震	11.0	4.3	相模トラフ中央
	横須賀市	東京湾側	10.8	慶長型地震	19.2	8.4	相模トラフ西側
	計		64.0		125.6	61.6	
相模灘	三浦市		3.5	慶長型地震	5.8	2.3	元禄関東
	横須賀市	相模湾側	3.0	慶長型地震	8.0	5.0	相模トラフ西側
	三浦郡	葉山町	0.9	明応型地震	1.0	0.1	相模トラフ西側
	逗子市		2.8	明応型地震	2.2	-0.6	相模トラフ中央
	鎌倉市		3.0	明応型地震	2.9	-0.1	相模トラフ中央
	藤沢市		4.0	慶長型地震	4.9	0.9	相模トラフ西側
	茅ヶ崎市		1.6	慶長型地震	4.2	2.6	相模トラフ西側
	平塚市		1.7	慶長型地震	2.0	0.3	相模トラフ西側
	中郡	大磯町	0.6	連動型地震	1.6	1.0	相模トラフ西側
	中郡	二宮町	0.1	連動型地震	0.4	0.3	相模トラフ西側
	小田原市		0.9	慶長型地震	2.1	1.2	相模トラフ西側
	足柄下郡	真鶴町	0.2	連動型地震	0.5	0.3	相模トラフ西側
	足柄下郡	湯河原町	0.1	県西部地震	0.6	0.5	相模トラフ西側
	計		22.4		36.2	13.8	